

平成27年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成27年11月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社総武観光 代表者鈴木茂
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県匝瑳市高2866 (本社営業所) 千葉県匝瑳市高字宿2866-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成27年2月4日及び平成27年2月13日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(6)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(9)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成27年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成27年11月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社康栄観光総合サービス 代表者佐藤保徳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県日光市明神271-2 (本社営業所) 栃木県日光市明神271-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成27年7月15日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)